

令和5年12月5日

富良野市議会議長 渋谷正文様

市民福祉委員長 後藤英知夫

都市事例調査報告書

令和5年第3回定例会において、都市事例調査の許可を得た所管にかかわる事務について、下記のとおり事例調査を実施したのでその結果を報告します。

記

1. 調査地 釧路町、帯広市
2. 日程 10月4日～10月5日 2日間
3. 参加者 後藤英知夫・大西三奈子
宮田均・関野常勝
橋詰亜咲美
4. 調査事項 障がい者福祉について
5. 調査内容 別紙のとおり

=別 紙=

—釧路町あしはらの杜—

◎事業所概要

特定非営利活動法人東北北海道スポーツコミッションは、「する」「見る」「支える」の観点から、様々なスポーツ、文化のスクール活動、広報活動等を行い、活動分野の一つとして福祉分野がある。令和4年に就労継続支援B型事業所を開設し、共生社会とスポーツを核とした街づくりを目指す地域の交流空間として、多機能複合型施設を運営している。館内には合宿所とレストラン等があり、作業内容は館内清掃、ベッドメイキング、洗濯、調理補助、委託作業、体力向上に向けた運動等も行われている。釧路市にあるスーパーアリーナの指定管理者の指定を受け、草刈りや清掃、雑巾洗い等を担っており、そのアリーナは障がい者の避難所として提携も結んでいる。

◎福祉事業について

1. 就労支援の現状について

A型就労や一般就労へ移行しやすいように、できる限り自立して働けるよう利用者との距離の取り方を工夫しており、B型事業所の中でも活動的な事業所であった。障がいの種別は問わないため、利用者同士で理解しあうことが困難な場合もあるが、利用者が働く時間を選べる体制を整え、食事代や送迎代は無料になっている。工賃については、1日800円とし、月に20日から21日程度の出勤で3,000円の手当支給と、3日以上継続利用した場合の手当等があり、月の支給額が20,000円におよぶ利用者もいる。町が主催するイベント等のお弁当を委託販売しており、発注個数は一度に800個と多く、イベントの都度注文を受けていることや、合宿所での売り上げなどから利用者へ還元することができるため、町内の他事業所と比較して工賃は高い。

2. 福祉サービスの確保の実態と現状、今後の課題、住民の理解促進について

サービス管理責任者等の専門職は少ないが、無資格者を含めて支援員は充足している。しかし、職員の能力に差が生じており、知識不足を補うための職員教育に課題があると認識しており、障がいの理解促進について義務教育の段階から障がい者と触れる機会を増やすことなどを望む実態があった。「共生社会の実現に向けて、障がいの有無ではなく、当たり前で生きていける地域を目指す」ことが重要であり、レストランなど地域の方々、利用者、職員が同じ空間で過ごせる場所があること、合宿所宿泊者に理解を求める取組により理解促進につながっていた。

◎考察

福祉という枠組みだけで事業運営を考えるのではなく、例えばスポーツ×福祉、合宿所×就労継続支援など、広い視野で事業を検討していくことは、利用者にとって、多種多様な働き方の選択肢の増、やりがいや働きがい、さらに工賃の向上など、障がい者の尊厳の保持につながると考えられる。

働く場所の提供が事業者や利用者にとって、それぞれにメリットが大きいことから、行政も一丸となって情報提供に努め、困りごとに早期に相談や対応する必要性も高いと感じられた。

働き手確保対策としても、作業の内容がチェックアウト後の清掃や、洗濯など、勤務時間も就労支援事業として合っているため、本市でもホテルのベッドメイクやクリーニング作業など、マッチングしそうな内容だと感じられた。

障がい者福祉の理解促進については、地域における活動の中で、「誰一人取り残さない」考えのもと、ノーマライゼーション「障がいの有無に関わらずあたり前の権利を享受できる社会」の実現に向かえるよう、行政が民間団体と一緒にあって取り組む必要性があると考ええる。

福祉事業所で働く人材育成についても、無資格者の採用が増えることが予想されるため、義務教育段階から関わる(インクルーシブ教育)機会を提供していく必要性があると考ええる。

福祉避難所として連携協定を結んでいるアリーナの構造はバリアフリーであり、且つ子どもから高齢者までユニバーサルな作りであり、放課後等デイサービスや就労継続支援事業所を運営する事業者が指定管理を受けて運営している実績は大いに参考になる取組である。

—帯広市—

◎概 要

帯広市は、北海道東部の人口約 17 万人のまちで、農業を主要産業とする十勝地方の中心地であり、農産物集積地、商業都市としての役割を担っている。手帳交付の状況については、身体障害者（児）の手帳交付は透析等の疾患により一部増加しているが、全体では減少傾向にある。知的障害者（児）の手帳交付は増加傾向にあり、精神障害者保健福祉手帳交付は毎年増加し、自立支援医療受給者証交付状況も増加している。人数割合でみると全道平均では 13 人に 1 人が手帳交付を受けているが、帯広市では 14 人に 1 人が手帳を所持している。

◎障がい者福祉事業について

1. 就労支援の取組の現状と課題について

帯広市障がい者雇用理解促進事業として、法人に委託し、事例集を作成して公表している。令和 5 年度は障がい者法定雇用率の 60% を目標としているが、実際は 50% に留まり、企業側の受入れ準備（理解）が整わないことが要因となっている。行政、ハローワーク、就労支援センターと一緒に企業訪問を行い、相談に応じ、職場体験も実施している。令和 5 年度は 22 社にコーディネートし、4 社 5 名が雇用に結びついている。

農福連携として、基幹産業である農業に、福祉事業所での施設外就労支援の一環として、令和元年から農業者と事業所とのマッチングを開始している。課題は、農業者側からは障がいの程度による作業実施の不安と、事業所側からは作業場までの移動時間と車両の確保等があり、行政としては、お互いの理解を深めることが重要と考えている。今年度はマッチングが難しく、最近は人手不足に対する農業者側のアプリ活用により福祉事業所以外でも人手の確保ができるようになり、思うように進んでいない現状があった。

職場体験実習については、帯広市の独自事業で、その目的は「障がいのある方を市の各部署に職場体験実習者として受入れ、実習を通して一般就労への関心を高めるとともに、市職員の障がいのある方への理解促進を図ること」としている。令和 4 年度は、13 課 17 人の実習参加があり、実習内容は多岐に渡り、実習参加者や支援員からは、「業務の適正が確認できた」「今後の支援の参考になる」等の感想が出ていた。実習を受入れた担当課では、作業を指導する中で障がいのある人に必要な配慮を学ぶ機会となったなどの感想があり、双方にとって貴重な経験となっている。今後は、市職員の障がい者理解を深めるため、受入課の拡大に努め、より多くの方に実習に参加していただきたいと考えていた。

障害者優先調達推進法による就労施設等からの物品等の調達については、過去の実績額を考慮し、令和 5 年度の目標額を 94,048 千円に定めている。調達内容は、帯広市のごみ袋の印刷が主な内容となっており、図書館の本のカバーリングや使用不可となった水道メーターの分解等、調達の対象品目は役務から選定されている。また障がい者就労施設等一覧を毎年、市のホームページに公表して事業所の受注機会の増加や、利用者の工賃向上を目的に広く周知している。

2. 地域生活支援事業の現状と今後の課題について

入所施設等から地域生活の移行促進については、グループホームが拡大傾向にあり、障害者の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築に向けて整備を進めていた。

相談支援機能を強化するため「地域の相談支援事業所」を4か所に増設したことで、相談件数が1,900件から3,400件に増え、相談内容も18歳からの特定相談（ケアプランを必要とする指定福祉サービス）まで必要がなくても、相談先がわからない等の日常の困りごと（一般相談）を地域で相談できるようになった。さらに、利用希望に応じて、地域資源の情報を提供し、利用できる体制や、地域の社会資源の更なる充実のため、体験の場や機会の確保に向けて、先に述べてきた就労支援への取組みを含めて実施している。また、タブレット端末やスマートフォンを利用したビデオ通話にて遠隔手話サービスが行われており、会計年度任用職員2名を配置し、医療機関等外出先での通訳に利用している。

現在、帯広市では専門的人材の確保と養成は充足しており、地域の体制づくりも充足しているが、今後は緊急時の受入れ・対応の整備として、医療的ケアが必要な方（重症心身障がい者への対応）にショートステイの検討や、停電時の非常用バッテリーの整備等が挙げられている。

3. 住民の理解促進について

地域社会との交流の充実については、中学校跡地を活用し、障がいがあっても、年齢を重ねても、住み慣れた地域で生きがいや役割を持ちながら豊かに暮らせる地域社会を目指し、障がいのある人、高齢者、地域住民、福祉事業者、ボランティアグループ、行政等と一緒に活動に取り組むことのできる場というビジョンの元、新しいかたちの福祉空間である「市民活動プラザ六中」がつけられた。

「新しいかたち」とは、コミュニティシンボルだった学校を市街で初めて別の形で活用し、様々な団体が一つ屋根の下に入り活動すること、日常的に障がい者、高齢者、地域住民等が自然に交流できること、入居者や利用者同士で施設の運営管理をすることにより新しい発想や柔軟性を発揮しながら利活用ができることである。また、グラウンドは宅地として売却している。管理運営は、入居団体による連絡協議会が管理業務と運営経費の管理を行い、ソフト事業の推進については地域の方々に運営している。行政は、管理運営に対して運営経費の一部負担と事業費補助を行い、機関運営相談センターの運営も担っている。そこでの障がい者活動は、ごみ袋の印刷や束ねる作業、野菜の販売を行うことで地域の人を訪れやすくしている。その他地域コミュニティでは、小学生が放課後に遊びに来たり、高校のクッキング部が月に一度料理を振舞ったり、高齢者の軽運動教室やふまねっと、お弁当の販売やカフェも開かれている。また近隣住民の避難所としても使用実績がある。利用者数もコロナ禍を経て回復傾向にあり、令和4年度は一般24,120人・事業所利用者20,817人で計44,937人が年間利用している。事業所側からは社会や地域との距離が近づいたこと、地域住民側からは独居の高齢

者など日課で行く場所ができたことや、気軽にボランティア活動に参加することができるようになったこと、行政側からは市民の大きな財産を有効活用できたことやノーマライゼーションを自然なかたちで推進できたことが挙げられた。

◎考察

障がい者雇用理解促進事業において、企業とのコーディネートや事例集の作成に努め、障がい者を地域で雇用するための仕組みを整えていることは、本市の計画における「就労機会の充実と生きがいづくり」の中の一般就労への移行支援につながるものと考えられる。また、職場体験実習を進め、行政内部での理解を深める取組は大変参考になった。農福連携事業についても農業者の理解を得、マッチングも可能と考える。

富良野市内事業所の視察時において優先調達について触れられていたことから、今後の本市の目標額の設定や、市内事業所を企業へPRするなど、事業所運営のための資金や工賃向上を目的に取り組んでいることも大変参考になった。就労支援事業所が行っている（請け負える）作業を一覧化した資料を製作しており、企業と就労支援事業所を結びつける取組を市が積極的にアナウンスすることも重要である。

地域生活支援事業については、事業者や当事者が抱える課題、家族が抱える課題、地域が抱える様々な課題の解決に向けて、さらなる整備が必要と考えることから「安心して暮らせる共生のまち ふらの」の実現に向けて参考にしていきたい事例であった。手帳の交付に至らなかったケースのその後の追跡について本市では、そこにつながりが持たれていなかったことから、どんなことでも生活の困り感を気軽に相談し、その解決を一緒に模索して解決に繋げられることが必要である。聴覚障がい者への支援として、ビデオ通話機能を利用して行政からの案内の説明などの支援体制は良い事例で、手話通訳のできる職員が常駐しているという事も重要だと感じられた。

学校跡地を活用した「市民活動プラザ六中」の取組は、自然なかたちでノーマライゼーションの実現に向かうことができる仕組だと感じた。今後、特別支援学校の誘致や、本市の少子高齢化や核家族によるつながりの希薄化などを地域全体で支え合える環境を整えるためにも、非常に良い取組と感じた。

令和6年度に向けて策定中の（仮称）帯広市障害者共生まちづくりプランの中では、理想を掲げる障害者計画と、具体的な内容を定めた障害者福祉計画を一本化するとともに、行政が積極的に企業や事業者をつなぎ、「利用者のあたり前の生活」を想像して、真のニーズを見極めて支援に繋げる方法を地域の社会資源を活用して住み慣れた地域で暮らせる環境を整える取組があり、本市においてもそうした取組は重要であると感じた。